平成２８年（フ）第１１７号
山形市鈴川町３丁目17番33号　フレンドリー鈴川　２－Ｃ号、前住所山形市大字山寺516番地
破産者　矢萩　　智
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８８号
相模原市南区新磯野４丁目３番１－206号
破産者　小島　秀幸
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３８９号
相模原市南区新磯野４丁目３番１－206号
破産者　小島由香里
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１２１号
富山市中央通り３丁目１番15号
破産者　麦島　紀長
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４６号
富山市布市新町203番地１　クレシア布市102号
破産者　兼盛　洋子
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６６号
富山県高岡市伏木本町21番４号
破産者　**鶴**谷　哲邦
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第４７５号
名古屋市西区花の木１丁目１番15号　サンハウス花の木102号
破産者　馬場嵩博樹
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５０８号
愛知県日進市東山１丁目1155番地、従前の住所愛知県日進市浅田町上ノ山１番地11　グランレイム赤池1201
破産者　髙島　清輔
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９３９号
愛知県尾張旭市東栄町１丁目１番地12
破産者　山本　邦洋
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８１１号
兵庫県三木市大村612番地　ニューハイツ永尾８号
破産者　神澤　建次
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７１号
福岡県久留米市長門石２丁目８番８号、前住所佐賀県鳥栖市宿町1154番地　アーバンプレイスM201
破産者　養父　知佳
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第３０７号
北九州市八幡西区竹末１丁目７番21号、開始決定時の住所北九州市八幡西区皇后崎町１番10―308号
破産者　築城　哲彦
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４５６号
北九州市小倉南区大字春吉421番地
破産者　春山　優子
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４９２号
北九州市八幡東区春の町５丁目１番27―803号
破産者　木村　　敦
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５８０号
北九州市小倉北区江南町10番21－１号（ＭＯＮ江南町203）
破産者　藤井加久美
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５９９号
北九州市小倉南区高野３丁目１番９号（203）
破産者　春山　英夫
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１７４号
熊本市南区富合町清藤２番地１　アングレカムＡ205、前住所熊本市中央区下通２丁目10番19号　プレジデント下通　303
破産者　河北　浩樹（旧姓森山）
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３８６号
熊本市南区出仲間６丁目６番75号　アップルコート田迎103
破産者　古閑森識之
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係